

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

1 事業者

名 称	特定非営利活動法人 まんてん
所 在 地	長野県上伊那郡中川村片桐7776番地3
電 話 番 号	0265-88-2427
代 表 者 氏 名	理 事 長 青 木 茂 彦
設 立 年 月	平成15年8月14日
主 な 事 業 内 容	・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・居宅介護支援事業・通所介護事業 ・短期入所生活介護事業・認知症対応型共同生活介護 ・配食サービス・介護保険外宿泊事業・福祉啓発事業等

2 事業所の概要

(1) 概要

事業所の名称	ケアホームまんてん指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	長野県上伊那郡飯島町飯島671-1
介護保険事業者番号	長野県知事指定第2072401272号(平成24年4月1日指定)
事業の目的	居宅介護支援事業
管理者指名	澁谷さち代
開設年月日	平成23年6月16日
事業実施地域	松川町・中川村・飯島町・駒ヶ根市・宮田村

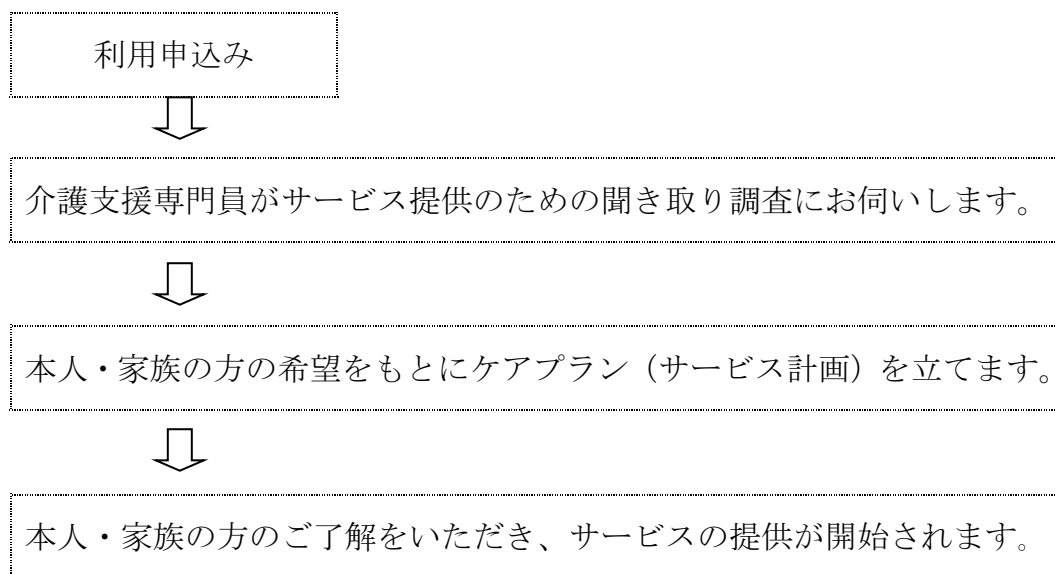
(2) 職員の体制

職 名	人 数	業 務 内 容
管 理 者	1名	事業所の総括
介護支援専門員	3名	居宅サービス計画の作成

(3) 業務時間

業 務 日	月曜日～金曜日(ただし、8/14～16及び12/30～1/3を除く)
業 務 時 間	午前8時30分～午後5時30分

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



5 利用料金

（１）利用料金

- ・要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

（注）介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に出しますと、各市町村により払戻しを受けられる場合があります。

区 分	料 金
要介護１・２	１０，８６０円
要介護３・４・５	１４，１１０円

特別事業所加算（Ⅰ）	１月に付き５，１９０円
特別事業所加算（Ⅱ）	１月に付き４，２１０円
特別事業所加算（Ⅲ）	１月に付き３，２３０円
特別事業所加算（Ａ）	１月に付き１，１４０円
初回加算	１月に付き３，０００円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	１回に付き２，５００円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	１回に付き２，０００円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	１回に付き４，５００円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	１回に付き６，０００円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	１回に付き６，０００円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	１回に付き７，５００円
退院・退所加算（Ⅲ）	１回に付き９，０００円

（注）退院・退所加算は入院・入所期間中まで。初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

通院時情報連携加算	1回につき500円（1回/月 限度）
ターミナルケアマネジメント加算	1月に付き4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき2,000円（2回/月 限度）
運営基準減算	所定単位数の▲50%
特定事業所集中減算	1月に付き▲2,000円

（２）交通費

- ・ サービスを提供する通常地域にお住まいの方は、無料です。
- ・ それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費（自動車を利用した場合は、1km当たり40円で積算した額）の実費が必要となります。

（３）解約料

- ・ 利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、必要な措置を講じます。

1、虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 澁谷さち代

2、虐待防止のための対策を検討し、定期的に開催し、その結果について従業員に周徹底を図っています。

3、従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施をしています。

サービス提供中に、当該事業所従業員者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を呈示します。

8 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 1 要介護者と家族の皆さんの希望を尊重し、出来る限り、自分らしい生活を送れるような、自立支援を目指したプラン作りをします。
- ② 行政・医療機関・サービス提供事業者等との連携を密にし、迅速で正確な情報提供をする事により、できる限り、ご本人が望む生き方が、在宅で出来るような適切なサービスの運営、管理をさせていただきます。
- ③ 介護支援専門員及びその他の職員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族の情報を第三者に漏らしません。
また、サービス担当者会議等で、利用者やその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族の文書による同意を得て情報を共有し、自立支援を目指したチームアプローチと評価をします。
- ④ 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、家族に連絡を行い、事故やその講じた処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行ないます。
- ⑤ 24 時間連絡が出来る体制を確保し、必要に応じ居宅介護支援を行うことが出来る体制を整えています。

10 サービス内容に関する相談・ご意見・ご要望の受付

(1) 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

<窓 口> ケアホームまんてん 指定居宅介護支援事業所
 <電 話> 0265(98)8603 携帯：080-2484-4797
 <受付時間> 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
 <担 当> 澁谷さち代

(2) ケアホームまんてんのご利用相談・苦情窓口

<電 話> 0265(98)8603
 <受付時間> 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
 <担 当> 澁谷 さち代
 <管理者> 澁谷 さち代

(3) 当事業所以外に、市町村の相談窓口等にご意見・ご要望を伝えることができます。

市町村等相談・苦情窓口	飯島町役場健康福祉課	TEL 0265(86)3111
	長野県国民健康保険団体連合会	TEL 026(238)1555

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 所在地 長野県上伊那郡飯島町飯島 671-1
名称 特定非営利活動法人 ケアホームまんでん
理事長 青木 茂彦
説明者 所属 ケアホームまんでん指定居宅介護支援事業所
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名
(代理人) 住所
氏名